

# 第6期浜松市障がい福祉実施計画(案) 第2期浜松市障がい児福祉実施計画(案) に対するご意見をお待ちしています！

「パブリック・コメント制度」とは、市が計画や条例などを策定するときに、案の段階で市民の皆さんに公表し、ご意見、ご要望などを聴きながら最終的な案を決定する手続きのことをいいます。

浜松市では、平成15年4月から、この制度を導入しています。



## 1. 「第6期浜松市障がい福祉実施計画(案)

### 第2期浜松市障がい児福祉実施計画(案)」とは

本計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法に基づき、障害福祉サービス等の必要な量の見込みとその提供体制の確保が計画的な推進を図られることを目的として策定するものです。

## 2. 案の公表期間及び意見募集期間

令和2年11月24日（火）～令和2年12月25日（金）

## 3. 案の公表先

障害保健福祉課、障害者更生相談所、健康増進課、精神保健福祉センター、子育て支援課、児童相談所、中央図書館、教育委員会指導課、市政情報室、区役所、協働センター、市民協働センター（中区中央一丁目）、パブコメ PR コーナー（市役所本館1階ロビー）にて配布

浜松市ホームページ（<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>）に掲載

【トップページ→ご意見・お問い合わせ→パブリック・コメント制度】

## 4. 意見の提出方法

意見書には、**住所、氏名または団体名、電話番号を記入**して、次のいずれかの方法で提出してください。

（意見書の様式は特に問いませんが、参考様式を添付しています。なお、意見は浜松市ホームページ上にある意見入力フォームからも直接提出できます。）

①直接持参	障害保健福祉課（市役所2階）まで書面で提出
②郵便【はがき、封書】 （最終日の消印有効）	〒430-8652 浜松市中区元城町103-2 障害保健福祉課あて
③電子メール	<a href="mailto:syoghuku@city.hamamatsu.shizuoka.jp">syoghuku@city.hamamatsu.shizuoka.jp</a>
④FAX	053-457-2630（障害保健福祉課）

## 5. 寄せられた意見の内容および市の考え方の公表

お寄せいただいたご意見の内容は、本市の考え方とあわせて、令和3年2月に公表します。公表先は案の公表先と同じです。

## 6. 問い合わせ先

健康福祉部障害保健福祉課（TEL 053-457-2863）

# パブリック・コメント意見提出様式

～あなたのご意見をお待ちしています～

ご住所 (所在地)	
お名前 (法人名・団体名)	
電話番号	
案の名称	第6期浜松市障がい福祉実施計画(案) 第2期浜松市障がい児福祉実施計画(案)
意見募集期間	令和2年11月24日(火)～令和2年12月25日(金)
意見欄	

- ・この様式は参考です。任意の様式でも提出していただくことができますが、その場合でも、上記と同様の内容について記入をお願いします。
- ・この様式は、市ホームページからもダウンロードできます。

【提出先】 障害保健福祉課あて  
住 所 : 〒430-8652 浜松市中区元城町103-2  
FAX : 053-457-2630  
E-mail : syoghuku@city.hamamatsu.shizuoka.jp

## ～どうやって意見を書いたらいいの？～

「もっとこうしたらどうか」「もっとこうしてほしい」など、計画や条例の案を見て思ったこと、感じたことを箇条書きや文章にまとめてください。

どうやって書いたらいいかわからない場合には、以下の書き方例を参考にしてみてください。

### <書き方例>

- ページにある「〇〇〇〇」という言葉は分かりにくいので、「□□□□」に変えてはどうでしょうか。
- ページの「△△△△」については、「■■■■■」という内容を追加したほうがよい。その理由は……だからである。
- ページに書いてある目標件数ですが、「〇〇件」では少ないので、「□□件」にすべきだと思う。
- ページの「△△△△」という文章は具体的にどういう意味なのか。また、専門用語が多く使われているので、計画の中に用語解説をつけるべき。

出世大名  
家康くん



皆さんからの  
ご意見を  
お待ちしております  
おるのじゃ！

© 浜松市

下記の資料をご覧のうえ、ご意見をお寄せください

●パブリック・コメント実施案件の概要

●「第6期浜松市障がい福祉実施計画(案)・第2期浜松市障がい児福祉実施計画(案)」  
令和3(2021)年度～令和5(2023)年度

第1章 計画の概要	……	P 3～P 11
第2章 令和5年度の成果目標	……	P 15～P 22
第3章 福祉サービスの見込量	……	P 25～P 47

## パブリック・コメント実施案件の概要

<b>案件名</b>	第6期浜松市障がい福祉実施計画（案） 第2期浜松市障がい児福祉実施計画（案）
<b>趣旨・目的</b>	本計画は、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、障害福祉サービス等の必要な量の見込みとその提供体制の確保が計画的に図られるようにすることを目的として策定するものです。
<b>策定（見直し）に至った背景・経緯</b>	平成30年3月に策定した第5期浜松市障がい福祉実施計画、第1期浜松市障がい児福祉実施計画が期間満了を迎えるため、障害福祉サービス等の必要な量の見込みとその提供体制の確保が計画的に図られるようにするため、これまでの実績をもとに、「第6期浜松市障がい福祉実施計画・第2期浜松市障がい児福祉実施計画」を策定します。
<b>立案した際の 実施機関の考え方 及び論点</b>	障がいのある人へのアンケート調査や障害者施策推進協議会、障がい者自立支援協議会市全体会や当事者部会、精神保健福祉審議会からご意見をいただき、本計画に反映するよう努めました。
<b>案のポイント （見直し事項など）</b>	必要な「障害福祉サービス」が提供されるよう、3年間の数値目標の設定及び各年度のサービス需要を見込むとともに見込量の確保のための方策を定めました。
<b>関係法令・ 上位計画など</b>	【関係法令】 障害者総合支援法・児童福祉法 【上位計画】 浜松市障がい者計画
<b>計画・条例等の 策定スケジュール （予定）</b>	令和2年11月～令和2年12月 案の公表、意見募集 令和3年2月 議会・委員会報告、市の考え方公表 令和3年4月 計画の施行





# 第6期障がい福祉実施計画（案） 第2期障がい児福祉実施計画（案）

令和3（2021）年度～令和5（2023）年度

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



令和3（2021）年3月  
浜松市

〔漢字表記について〕

浜松市では、障害の「害」の字に否定的なイメージが強い  
ため、平仮名表記としています。

ただし、法律名や固有名詞等は漢字で表記します



---

# 目次

第1章 計画の概要.....	3
1 計画の目的.....	3
2 計画の位置付け.....	3
3 計画の期間.....	4
4 計画で定める項目.....	4
5 計画の基本理念.....	5
6 計画の策定及び評価体制.....	5
(1) 策定体制.....	5
(2) 評価体制.....	6
7 第5期浜松市障がい福祉実施計画及び 第1期浜松市障がい児福祉実施計画の進捗状況.....	7
(1) 数値目標.....	7
(2) 障害福祉サービス.....	9
(3) 地域生活支援事業.....	10
(4) 児童福祉法に規定するサービス.....	11
第2章 令和5年度の成果目標.....	15
1 福祉施設入所者の地域生活への移行.....	15
2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	17
3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実.....	18
4 福祉施設から一般就労への移行.....	19
5 障がい児支援の提供体制の整備等.....	21
6 相談支援体制の充実・強化等.....	22
7 障害福祉サービス等の質を向上させるための 取組にかかる体制の構築.....	22

---

第3章 福祉サービスの見込量	25
《第6期障がい福祉実施計画》	26
1 障害福祉サービス	26
（1）訪問系サービス	26
（2）日中活動系サービス	28
（3）居住系サービス	31
（4）相談支援	33
2 地域生活支援事業	35
（1）必須事業	35
（2）任意事業	43
《第2期障がい児福祉実施計画》	44
1 児童福祉法に規定するサービス	44
（1）障害児通所支援	44
（2）障害児入所支援	46
（3）障害児相談支援	47
（4）医療的ケア児に対する関連分野の支援を 調整するコーディネーターの配置の実施	47

# 第1章

## 計画の概要

---



## 1 計画の目的

「第6期浜松市障がい福祉実施計画・第2期浜松市障がい児福祉実施計画」（以下「本計画」）は、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」。）第88条及び児童福祉法第33条の20に基づき、国の定める基本指針（平成18（2006）年厚生労働省告示第395号：令和2年5月19日改定）（以下「基本指針」）に則し策定するものです。

本計画では、障がいのある人の地域生活を支援するための障害福祉サービス等（障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業）及び障害児通所支援等（障害児通所支援、障害児入所支援、障害児相談支援）を提供するための体制確保が計画的に図れるようにすることを目的とします。

なお、第6期浜松市障がい福祉実施計画と第2期浜松市障がい児福祉実施計画は一体のものとして策定いたします。

## 2 計画の位置付け

本計画は、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法に定める「市町村障害児福祉計画」として策定するものです。

なお、本計画は、障害者基本法の規定に基づき浜松市が策定した「第3次浜松市障がい者計画」（以下「障がい者計画」という。）における分野別施策「2 生活支援」に関する部分の実施計画として位置付けます。

### ○障害者総合支援法第88条（市町村福祉計画）

第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- (2) 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- (3) 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

### ○児童福祉法第33条の20（市町村障害児福祉計画）

第33条の20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- (2) 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量

### 3 計画の期間

市町村障害福祉計画は3年ごとの計画策定が基本指針により定められています。本計画の計画期間は、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間です。



### 4 計画で定める項目

- 本計画の基本理念
- 令和5（2023）年度の成果目標の設定
- 令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの障害福祉サービス及び障がい児支援体制整備の見込量及びその確保のための方策
- 地域生活支援事業の実施に関する事項
- 本計画の達成状況の点検及び評価

## 5 計画の基本理念

本計画は、障がい者計画における分野別施策の「2 生活支援」に関する部分の実施計画と位置づけているため、障がい者計画と同一の理念とします。

### 『支え合いによって、住み慣れた地域で希望を持って安心して暮らすことができるまち』

障がいのある人一人ひとりが社会を構成する一員として、住み慣れた地域や家庭でいきいきと暮らすことを基本に、すべての人が障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することを目指します。

この基本理念を踏まえ、障がいのある人の視点に立ち、ライフステージに応じた総合的な支援を地域全体で進め、障がいのある人の生活の質の向上を図るよう、必要な障害福祉サービス等を提供します。

## 6 計画の策定及び評価体制

### (1) 策定体制

本計画は、浜松市障害者施策推進協議会、浜松市障がい者自立支援協議会（以下「自立支援協議会」）市全体会や自立支援協議会当事者部会に意見をうかがい策定しました。

また、地域のニーズを把握し、その実態を踏まえたうえで計画を作成する必要があることから、福祉サービス利用者へのアンケート調査やパブリック・コメント<sup>1</sup>を実施し、障がいのある人や関係者にご意見をいただき、関係者の声をこの計画に反映するよう努めました。

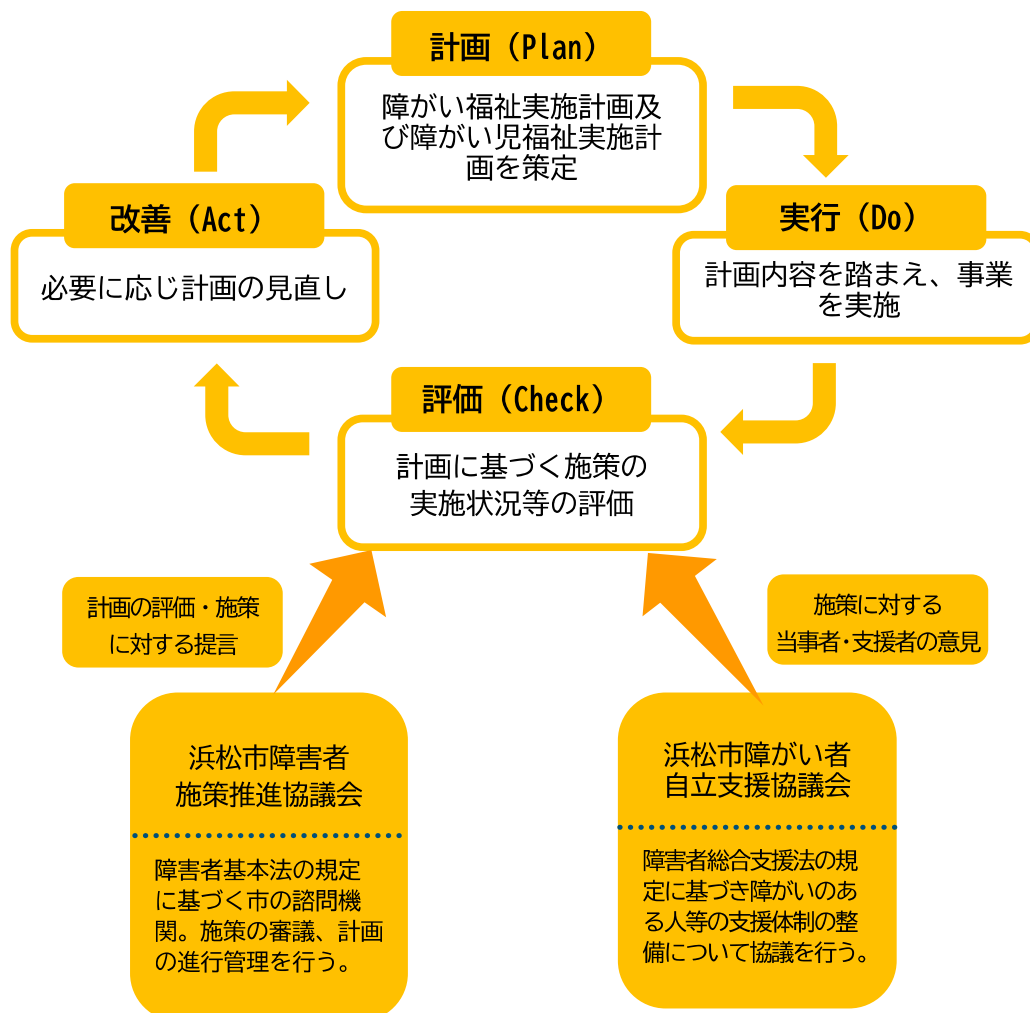
<sup>1</sup> パブリック・コメント：行政機関が政策の立案等を行おうとする際にその案を公表し、この案に対して広く市民・事業者等から意見や情報を提出する機会を設け、行政機関は提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行う。

## (2) 評価体制

この計画に定める事項について、PDCA サイクルにより、定期的に調査・分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更その他の必要な措置を講じます。

また、PDCA サイクルに沿って事業を実施し、各事業の進捗状況及び数値目標の達成状況等について、少なくとも年1回、自立支援協議会当事者部会や浜松市障害者施策推進協議会から点検・評価を受けるとともに、その結果について浜松市ホームページ等で公表します。

【PDCA サイクルのイメージ】





## 7 第5期浜松市障がい福祉実施計画及び 第1期浜松市障がい児福祉実施計画の進捗状況

第5期浜松市障がい福祉実施計画（以下「第5期計画」）の推進により、施設入所者の地域生活への移行と福祉施設からの一般就労への移行を進めてきました。

また、精神に障がいのある人の地域移行や増加している医療的ケア児の地域での支援体制の構築のため、関係機関との協議の場を設置し、検討してきました。

さらに、障がいのある人が地域社会で安心して暮らしていける社会の実現を目指し、地域の様々な社会資源との連携による地域生活支援拠点の整備を行ってきました。

### （1）数値目標

#### ① 福祉施設入所者の地域生活への移行

平成28（2016）年度末の施設入所者数639人のうち、令和2（2020）年度末までに、入所施設からグループホーム、一般住宅等へ移行する人の数の累計を目標値（人）として設定しました。

実績	第5期計画	目標値の根拠
	令和元年度 (2019)	
目標値（A）	65人	地域生活への移行に対するニーズや第4期計画の実績を勘案し設定。
実績（B）	38人	
達成率（B/A）	58.5%	
目標のために 行った施策	地域への移行により必要となる住まいの場としてグループホームの定員増加を図った。	

#### ②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいのある人の地域移行を促進するため、令和2（2020）年度までに保健、医療、福祉関係者による協議会を設置することを目標としました。

【実績】障がい者自立支援協議会地域移行・定着専門部会にて地域包括ケアシステム構築に向けた課題の整理や意見交換を行うとともに、ワーキンググループを立ち上げ、精神障がいのある人の地域生活支援の仕組みづくりのために、必要な調査や検討を行いました。

### ③ 地域生活支援拠点の整備

障がいのある人が「親なき後」も安心して地域で生活できるよう、家族状況や本人の将来を見据えた適切な生活の場への移行の支援や緊急時における短期入所等への迅速な連絡体制の整備、地域での生活を支援する様々な社会資源による連携体制の構築等を目標としました。

【実績】浜松市障がい者基幹相談支援センター（以下「基幹相談支援センター」）への委託により、地域生活支援拠点事業を開始し、相談、緊急時対応、人材育成及び地域の体制づくりの4つの取組を実施しました。

### ④ 就労支援施設等から一般就労への移行

令和2（2020）年度中に一般就労に移行する人の目標値を174人としました。

実績	第5期計画		目標値の根拠
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	
目標値(A)	145人	154人	法定雇用率の引き上げ等を考慮し設定。
実績(B)	150人	140人	
達成率(B/A)	103.4%	90.9%	
目標のために 行った施策	特別支援学校生徒に対する障害者雇用促進セミナーや障がいのある人の雇用を検討又は実施している企業が円滑な障がいのある人の雇用を実現するための企業伴走型障害者雇用推進事業の実施により一般就労への促進を図った。		

### ⑤ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

医療的ケア児が身近な地域で必要な支援が受けられるように、各関連分野が共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制の構築ができるよう協議の場を設けることを目標としました。

【実績】障がい者自立支援協議会重心児・者及び医療的ケア専門部会を設置し、医療的ケアを必要とする障がい児が地域で必要な支援を受けられるよう、関係機関との連携により支援体制の構築に向けて協議を行いました。

## (2) 障害福祉サービス

	単位	平成30年度 (2018)		令和元年度 (2019)		
		見込	実績	見込	実績	実績率
訪問系サービス						
居宅介護	人	792	769	851	758	89.1%
重度訪問介護	人	19	21	19	33	173.7%
同行援護	人	120	116	120	108	90.0%
行動援護	人	11	8	12	10	83.3%
日中活動系サービス						
生活介護	人	1,508	1,507	1,541	1,539	99.9%
自立訓練（機能訓練）	人	17	16	17	31	182.4%
自立訓練（生活訓練）	人	100	104	100	93	93.0%
就労移行支援	人	302	246	325	295	90.8%
就労継続支援 A 型	人	637	532	662	538	81.3%
就労継続支援 B 型	人	1,236	1,253	1,297	1,316	101.5%
就労定着支援	人	140	70	218	103	47.2%
療養介護	人	90	89	90	97	107.8%
短期入所（福祉型、医療型）	人	590	533	625	489	78.2%
居住系サービス						
自立生活援助	人	21	18	21	12	57.1%
共同生活援助	人	400	378	425	443	104.2%
宿泊型自立訓練	人	20	27	20	27	135.0%
施設入所支援	人	639	642	639	652	102.0%
相談支援						
計画相談支援	人	5,107	4,872	5,327	5,008	94.0%
地域移行支援	人	21	12	21	11	52.4%
地域定着支援	人	84	86	96	97	101.0%
<p>○訪問系サービスでは重度訪問介護はニーズが高く、目標値を上回っている状況です。</p> <p>○日中活動系サービスは、自立訓練（機能訓練）のニーズが高くなっています。</p> <p>○居住系サービスの共同生活援助は、グループホームの整備により定員が増加したため、利用が増加しています。</p> <p>○相談支援系サービスの計画相談支援は、サービスを利用する際必要になるサービス等利用計画を全員に作成しています。また、地域移行支援の実績値が計画値を下回っており、地域移行を促進するための取組を行っています。</p>						

### (3) 地域生活支援事業

		平成 30 年度 (2018)		令和元年度 (2019)		
		見込量	実績	見込量	実績	実績率
相談支援事業	相談件数	30,200	30,155	31,498	29,489	93.6%
基幹相談支援センター	か所数	1	1	1	1	100.0%
成年後見制度利用支援事業						
市長申立	利用件数	10	3	10	9	90.0%
報酬助成	利用件数	50	47	55	65	118.2%
意思疎通支援事業						
手話通訳者派遣事業	派遣件数	1,100	1,195	1,100	1,278	116.2%
要約筆記者派遣事業	派遣件数	80	67	80	87	108.8%
日常生活用具給付等事業	給付件数	17,167	16,353	17,724	16,702	94.2%
介護・訓練支援用具	給付件数	46	54	50	48	96.0%
自立生活支援用具	給付件数	80	90	82	83	101.2%
在宅療養等支援用具	給付件数	83	124	86	107	124.4%
情報・意思疎通支援用具	給付件数	474	330	481	659	137.0%
排せつ管理支援用具	給付件数	16,474	15,736	17,015	15,792	92.8%
居室生活動作補助用具	給付件数	10	19	10	13	130.0%
奉仕員養成研修事業						
手話奉仕員養成講座	修了者数	60	55	60	41	68.3%
要約筆記者養成講座	修了者数	10	7	10	7	70.0%
移動支援事業	利用者数	343	335	372	349	93.8%
地域活動支援センター	か所数	7	7	7	6	85.7%
発達障害者支援センター運営事業	か所数	1	1	1	1	100.0%
日中一時支援事業	利用者数	606	620	586	591	100.9%
社会参加促進事業						
スポーツレクリエーション	実施回数	1	1	1	1	100.0%
芸術・文化	実施回数	2	2	3	3	100.0%
点字・声の広報	利用者数	180	150	180	149	82.8%
<p>○多くのサービスでおおむね計画どおりの実績となっています。</p> <p>○意思疎通支援事業における手話通訳者派遣は、利用者の高齢化に伴う医療関係の通訳依頼が増加しています。また、要約筆記者派遣は、学習関係の要約筆記による派遣が増えています。</p> <p>○点字・声の広報等の発行事業については、広報はままつの無料アプリを活用した読み上げ配信サービスを平成 30 (2018) 年から開始しており、アプリによる情報提供がはじまったことから、利用者が減少したと考えられます。</p>						

(4) 児童福祉法に規定するサービス

	単位	平成30年度 (2018)		令和元年度 (2019)		
		見込量	実績	見込量	実績	実績率
障害児通所支援						
児童発達支援	人	1,057	1,036	1,160	1,099	94.7%
放課後等デイサービス	人	1,525	1,665	1,740	1,783	102.5%
保育所等訪問支援 (年度の合計)	人	818	755	899	770	85.7%
居宅訪問型児童発達支援	人	5	3	5	2	40.0%
障害児入所支援						
福祉型	人	46	46	46	47	102.2%
医療型	人	26	33	26	24	92.3%
障害児相談支援	人	2,985	3,277	3,342	3,580	107.1%
<p>○放課後等デイサービスは増加傾向にあり、発達に障がいのある子どもが増加し、療育と預かりの需要が高いことがうかがえます。</p> <p>○子どものサービス利用の増加に伴い障害児相談支援の利用も増加しており、今後も増加することが見込まれます。</p>						



# 第2章

令和5(2023)年度の成果目標

---

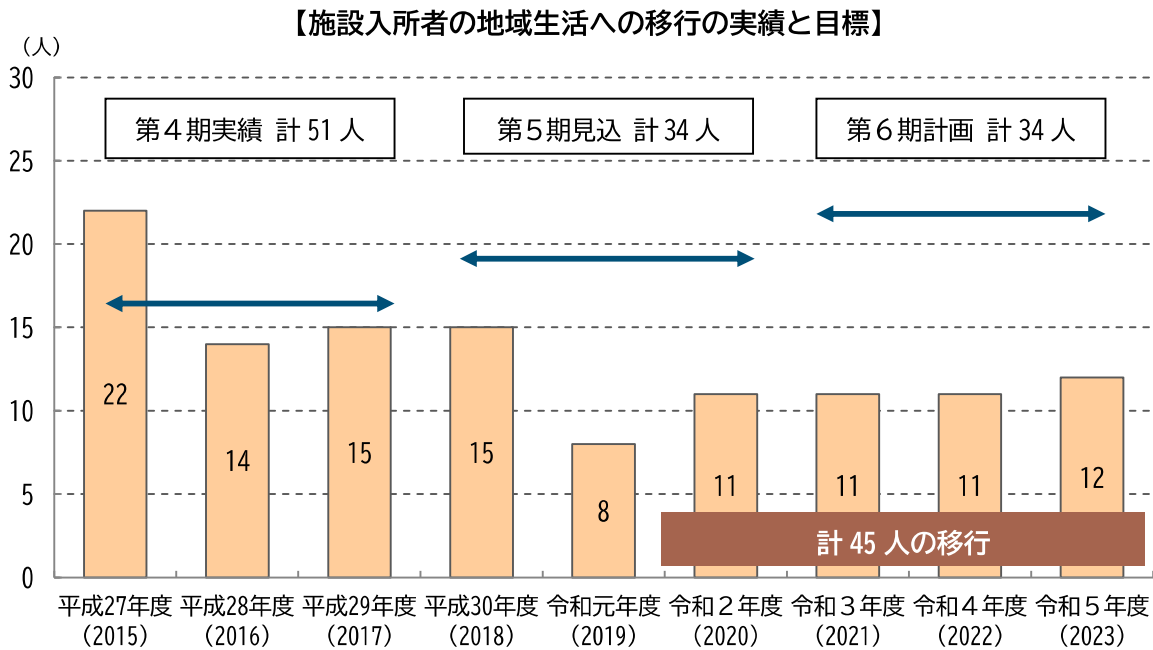




障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、国の基本指針に則し、浜松市障がい福祉に関するアンケート調査の結果や第5期計画の進捗状況を踏まえて目標値を設定し、障がいのある人の自立と社会参加を推進します。

## 1 福祉施設入所者の地域生活への移行

- 本人が希望する地域で安心して暮らすことができる、地域生活への移行を推進します。
- 令和5（2023）年度末までに、施設入所からグループホーム、一般住宅等へ移行する人の数を目標値として設定します。



※平成 27 (2015) 年度から令和元 (2019) 年度は実績値、令和 2 (2020) 年度は見込値、令和 3 (2021) 年度から令和 5 (2023) 年度は目標値です。

項目	実績値		見込値	目標値		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019) [基準値]	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
入所施設から地域生活への移行者数 (人)	15	8	11	11	11	12
施設入所者数 (人)	642	652	650	639	639	639

### 【国の方針】

- ・令和5（2023）年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定します。令和元（2019）年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とします。上記の数値を基本としつつ、これまでの実績と地域の実情を踏まえて設定します。
- ・令和5（2023）年度末の施設入所者数を令和元（2019）年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とします。

### 【目標値の考え方と取り組み】

- ・令和5（2023）年度末までに、令和元（2019）年度末時点の施設入所者数 652人のうち、45人（基本指針6%で算出すると40人）が地域生活へ移行するものとします。
- ・施設入所者の地域生活への移行目標に合わせ、施設入所者数の削減目標も求められていますが、施設入所待機者数等をかんがみ、施設入所者数の削減は行いません。
- ・施設入所者が地域での自立生活を体験できる場を設け、地域生活へ移行しやすくする取り組みを行います。

## 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 精神障がいのある人が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう体制づくりを進めます。

### 【国の方針】

- ・保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置し、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された体制づくりについて今後も計画的に推進します。
- ・取り組みの趣旨を踏まえ、それぞれの目標値を設定します。
  - ・精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数を316日以上
  - ・精神病床における令和5（2023）年度末の1年以上長期入院者数を国推計式により設定
  - ・精神病床における令和5（2023）年度の入院後3か月時点の退院率69%以上
  - ・精神病床における令和5（2023）年度の入院後6か月時点の退院率86%以上
  - ・精神病床における令和5（2023）年度の入院後1年時点の退院率92%以上

### 【目標値の考え方と取り組み】

- ・令和2（2020）年度に設置した協議の場において毎年2回協議を行い、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築のための課題を共有し、解決のための方策を話し合います。
- ・退院率等の目標値については、県が目標設定するため、その目標を達成できるよう必要な取り組みを進めていきます。

### 3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

➤ 障がいのある人が安心して地域で生活できる体制を整備します。

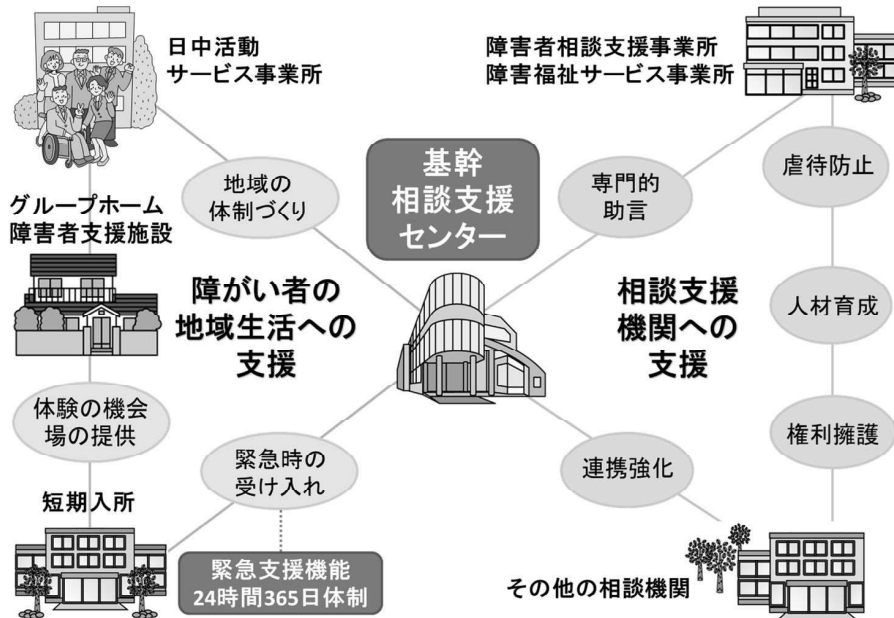
#### 【国の方針】

- ・令和5（2023）年度末までの間、1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とします。

#### 【目標値の考え方と取り組み】

- ・基幹相談支援センターと相談支援事業所の連携により、緊急時における短期入所等への迅速な連絡体制を整備します。
- ・家族状況や本人の将来を見据えた適切な生活の場への移行を支援します（一人暮らし、グループホーム等）。
- ・地域での生活を支援する様々な社会資源による連携体制の構築等を行います。
- ・地域生活支援拠点事業の内容について、自立支援協議会で検証及び検討します。

【地域生活支援拠点イメージ図】

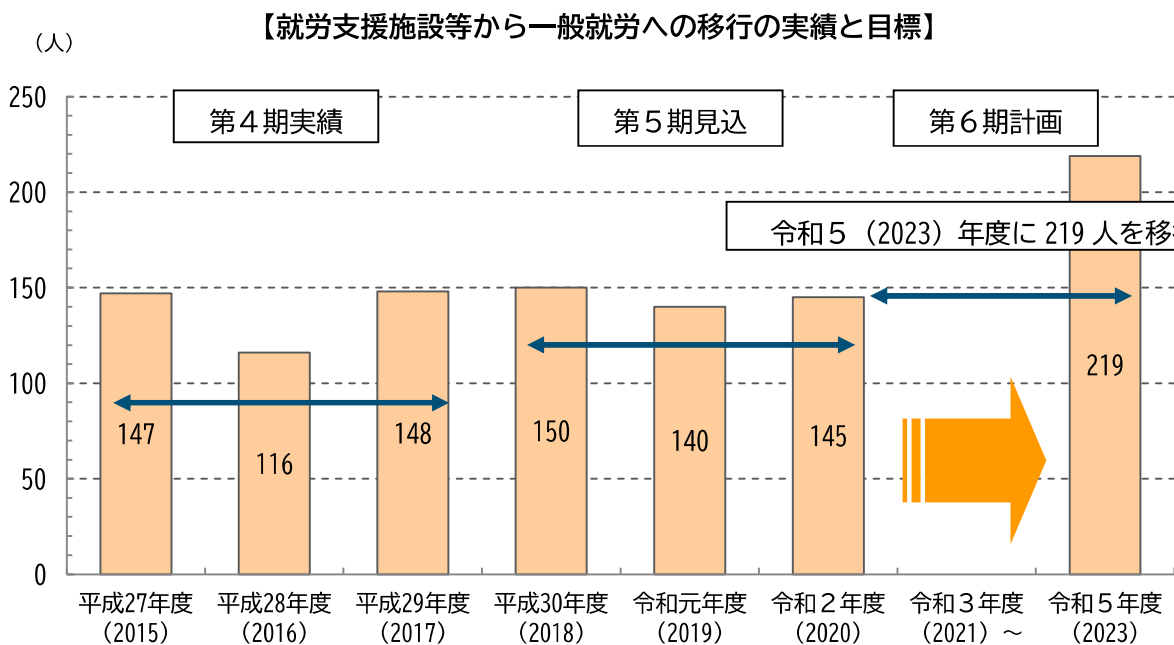


## 4 福祉施設から一般就労への移行

- 自立支援の観点から、地域の中でいきいきと安心して生活を送ることができるよう、就労支援施設等から一般就労への移行を推進します。
- 福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、令和5（2023）年度中に就労支援施設等から一般就労へ移行する人の数を目標値として設定します。
- 一般就労へ移行後の就労定着を図るため、就労定着支援事業の利用を促進します。

## 第2章

令和5年度の成果目標



※平成27（2015）年度から令和元（2019）年度までは実績値、令和2（2020）年度は見込値、令和5（2023）年度は目標値です。

項目	実績値		見込値	目標値
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和5年度 (2023)
就労支援施設等から 一般就労への移行者数（人）	150	140	145	219

### 【国の方針】

- ・福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、令和5（2023）年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定します。令和元（2019）年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすることを基本とします。
- ・各事業の趣旨を踏まえ、それぞれの目標値を設定します。
  - ・令和5（2023）年度に令和元（2019）年度実績の1.30倍以上が就労移行支援により移行
  - ・令和5（2023）年度に令和元（2019）年度実績の1.26倍以上が就労継続支援A型により移行
  - ・令和5（2023）年度に令和元（2019）年度実績の1.23倍以上が就労継続支援B型により移行
- ・一般就労の定着を図るため、就労定着支援事業の利用者や事業所ごとの就労定着率を設定します。
- ・令和5（2023）年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち7割が就労定着支援事業を利用
- ・令和5（2023）年度における就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上

### 【目標値の考え方と取り組み】

- ・令和元（2019）年度までの実績を踏まえ、令和5（2023）年度の目標値は、219人とします。
- ・各事業からの一般就労への移行は次のとおりとします。
  - ・就労移行支援事業 164人
  - ・就労継続支援A型 30人
  - ・就労継続支援B型 25人
- ・一般就労への定着を図るため、就労定着支援の利用を促進します。
  - ・一般就労への移行者の就労定着支援事業を利用者154人
  - ・就労定着支援事業所21事業所のうち17事業所が就労定着率8割以上
- ・特別支援学校生徒に対する障害者雇用促進セミナーにより、一般就労への促進を図ります。
- ・障がい者雇用を検討又は実施している企業が円滑な障がい者雇用を実現するための企業伴走型障害者雇用推進事業の実施により障がい者雇用の促進を図ります。
- ・令和3（2021）年には、法定雇用率の引き上げ（2.2%→2.3%）が予定されており、企業の雇用意欲は引き続き強まるものと推測されます。

## 5 障がい児支援の提供体制の整備等

- 障がいのある子どもが身近な地域で必要な支援が受けられるように、支援等の充実を図っていきます。
- 各関連分野が共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制を構築することが重要であり、医療的ケア児の支援が学齢期から成人期に円滑に引き継がれるよう、体制を整備していきます。

### 【国の方針】

- ・ 児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指し、児童発達支援センターを1か所以上設置することを基本とします。
- ・ 保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とします。
- ・ 重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるよう重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1か所以上確保することを基本とします。
- ・ 医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和5（2023）年度までに関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とします。

### 【目標値の考え方と取り組み】

- ・ 児童発達支援センターを継続して設置します。
- ・ 希望する児童が保育所等訪問支援を利用できるよう体制を維持します。
- ・ 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの確保を維持します。
- ・ 医療的ケア児等の支援について関係機関の連携を図るため、医療的ケア児等支援協議会を継続して設置します。
- ・ 医療的ケア児等が必要とする多分野にまたがる支援の調整を行う医療的ケア児等コーディネーターを令和5（2023）年度までに配置します。

## 6 相談支援体制の充実・強化等

- 地域の相談支援体制を強化するため、総合的・専門的な相談支援の充実を図ります。

### 【国の方針】

- ・相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保します。

### 【目標値の考え方と取組み】

- ・相談支援体制の強化・充実を図るため基幹相談支援センターを継続して設置します。
- ・基幹相談支援センターが、総合的・専門的な相談対応や地域の相談支援事業者への専門的な指導、助言、人材育成、地域の相談機関との連携強化の役割を担います。

## 7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組にかかわる体制の構築

- 障害福祉サービス利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供を行う体制の構築をします。

### 【国の方針】

- ・障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに関する事項を実施する体制を構築します。

### 【目標値の考え方と取組み】

- ・障害福祉サービス等に係る研修に市担当職員が参加し、障害福祉サービスの理解を深めます。
- ・障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析し、その結果を事業所や関係自治体と共有する体制を構築します。
- ・障害福祉サービス等事業所に対する指導監査を適正に実施し、その結果を関係自治体と共有できる体制を構築します。



# 第3章

## 福祉サービスの見込量

---



基本理念等を念頭に置き、住み慣れた地域での暮らしを送ることができるよう、障害福祉サービスや地域生活支援事業、児童福祉法に規定するサービス等により総合的にサポートします。

## 浜松市

### 障害福祉サービス

#### ●訪問系サービス

- ・居宅介護（ホームヘルプ）
- ・重度訪問介護
- ・行動援護
- ・同行援護

#### ●日中活動系サービス

- ・生活介護
- ・自立訓練
- ・就労移行支援
- ・就労継続支援
- ・就労定着支援
- ・療養介護
- ・短期入所（ショートステイ）

#### ●居住系サービス

- ・自立生活援助
- ・共同生活援助（グループホーム）
- ・宿泊型自立訓練
- ・施設入所支援

#### ●相談支援

- ・計画相談支援
- ・地域移行支援
- ・地域定着支援

障がいのある人

#### 地域生活支援事業

- ・相談支援
- ・基幹相談支援
- ・成年後見制度利用支援
- ・意思疎通支援
- ・日常生活用具費の助成
- ・移動支援事業
- ・社会参加促進事業
- ・日中一時支援

#### 児童福祉法に規定するサービス

- ・児童発達支援
- ・放課後等デイサービス
- ・保育所等訪問支援
- ・居宅訪問型児童発達支援
- ・障害児入所支援
- ・障害児相談支援

## 第3章

### 福祉サービスの見込量

## 《第6期障がい福祉実施計画》

### 1 障害福祉サービス

障害福祉サービスは、家庭などで利用できる「訪問系サービス」、施設などで昼間に利用できる「日中活動系サービス」、グループホームや施設に入所して利用できる「居住系サービス」、「相談支援」に分けられます。

#### (1) 訪問系サービス

訪問系サービスは、在宅者を対象としたサービスで、介護を担う家族を対象としても利用されています。

##### ① 居宅介護（ホームヘルプ）

自宅で入浴や排せつ、食事の介護など、自宅での生活全般にわたる介護サービスを行います。

##### ② 重度訪問介護

重度の肢体不自由者や、知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有し常に介護が必要な人に、自宅での介護から外出時の移動支援まで総合的に行います。

##### ③ 同行援護

視覚障がいにより、移動が著しく困難な人に、外出時の移動に必要な情報の提供や移動の援護などを行います。

##### ④ 行動援護

知的障がい又は精神障がいにより、行動が困難で常に介護の必要な人に、外出時の移動支援や行動の際に生じる危険回避のための援護などを行います。

### 第3章

#### 福祉サービスの見込量

		実績値 (計画値)		見込値 (計画値)	計画値		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
居宅介護 (ホームヘルプ)	利用者数	769 (792)	758 (851)	813 (911)	854	895	936
	時間 /月	9,917 (11,000)	10,101 (11,800)	10,834 (12,650)	11,380	11,927	12,473
重度訪問 介護	利用者数	21 (19)	33 (19)	53 (19)	72	90	109
	時間 /月	5,906 (5,160)	8,266 (5,160)	13,276 (5,160)	18,035	22,544	27,303
同行援護	利用者数	116 (120)	108 (120)	112 (120)	113	113	113
	時間 /月	1,694 (1,675)	1,266 (1,726)	1,611 (1,776)	1,634	1,657	1,681
行動援護	利用者数	8 (11)	10 (12)	11 (13)	12	13	14
	時間 /月	85 (80)	122 (92)	119 (106)	133	147	161
計	利用者数	914	909	989	1,051	1,111	1,172

#### 【見込量の考え方】

- ・すでに利用している人の数、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神に障がいのある人のうち地域生活への移行後に訪問系サービスの利用が見込まれる者の数、第5期中の実績を踏まえ利用者数及び時間を見込みます。

## (2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスは昼間の活動場所となるとともに、自立した生活を送るための訓練や支援の場です。障がいの程度や個別の利用ニーズに応じたサービスを提供しています。

### ① 生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事などの介護等を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会の提供等を行います。

### ② 自立訓練（機能訓練）

障害者支援施設等又は自宅を訪問して行う理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを通して身体機能又は生活能力の維持、向上等の訓練を行うとともに、生活の支援等を行います。

### ③ 自立訓練（生活訓練）

障害者支援施設等又は自宅を訪問して行う入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活に関する相談及び助言その他の必要な支援等を行います。

### ④ 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。

### ⑤ 就労継続支援（A型）

一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約を結んだうえで、働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。

### ⑥ 就労継続支援（B型）

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。

### ⑦ 就労定着支援

障がいのある人との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整や雇用に伴い生じる課題解決に向けて必要となる支援を実施します。

具体的には、企業・自宅等への訪問や障がいのある人の来所により、生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行います。

### 第3章

#### 福祉サービスの見込量

		実績値 (計画値)		見込値 (計画値)	計画値		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
生活介護	利用者数	1,507 (1,508)	1,539 (1,541)	1,596 (1,574)	1,640	1,683	1,727
	日数/月	29,552 (31,900)	30,537 (33,500)	31,668 (34,900)	32,541	33,394	34,267
自立訓練 (機能訓練)	利用者数	16 (17)	31 (17)	41 (17)	50	58	67
	日数/月	154 (143)	258 (143)	341 (143)	416	483	558
自立訓練 (生活訓練)	利用者数	104 (100)	93 (100)	93 (100)	93	93	93
	日数/月	1,312 (1,700)	1,181 (1,700)	1,181 (1,700)	1,181	1,181	1,181
就労移行支援	利用者数	246 (302)	295 (325)	314 (349)	341	368	395
	日数/月	4,163 (5,515)	5,035 (5,925)	5,359 (6,370)	5,820	6,281	6,742
就労継続支援 (A型)	利用者数	532 (637)	538 (662)	534 (687)	552	571	589
	日数/月	10,540 (13,012)	10,744 (13,530)	10,664 (14,070)	11,024	11,403	11,762
就労継続支援 (B型)	利用者数	1,253 (1,236)	1,316 (1,297)	1,306 (1,359)	1,353	1,400	1,446
	日数/月	21,986 (23,628)	23,731 (25,045)	23,551 (26,547)	24,398	25,246	26,075
就労定着支援	利用者数	70 (146)	103 (218)	125 (267)	150	175	200

#### 【見込量の考え方】

- ・第5期中の各サービスの利用量の伸びや、施設入所者・精神に障がいのある入院中の人の地域生活への移行、特別支援学校の卒業生等でサービスの利用が見込まれる人の数を勘案して利用者数及び量を見込みます

## ⑧ 療養介護

医療と常に介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護や日常生活の世話をを行います。

療養介護	実績値 (計画値)		見込値 (計画値)	計画値		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
利用者数	89 (90)	97 (90)	107 (90)	118	130	142
【見込量の考え方】						
・第5期中の各サービスの利用量の伸びを踏まえ利用者数を見込みます。						

## ⑨ 短期入所

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

短期入所	実績値 (計画値)		見込値 (計画値)	計画値		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
利用者数	533 (590)	489 (625)	538 (658)	544	549	554
日数/月	3,095 (4,301)	2,956 (4,749)	2,850 (5,205)	2,728	2,606	2,484
【見込量の考え方】						
・第5期の利用者数の状況や今後の介護者の緊急時等の利用希望を踏まえ、利用者数を見込みます。利用日数は、第5期中に減少傾向にあることから、減少で見込みます。						



### (3) 居住系サービス

居住系サービスは、居住の場の一つとなるものであり、地域の住まいであるグループホームと専門的な支援を行う入所施設で支援をしています。

#### ① 自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がいのある人や精神障がいのある人等について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がいのある人の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行うサービスです。

	実績値 (計画値)		見込値 (計画値)	計画値		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
利用者数	18 (21)	12 (21)	27 (21)	27	27	27
【見込量の考え方】						
・施設入所者等の地域移行や入院中の精神に障がいのある人の地域生活への移行を勘案し、利用者数を見込みます。						

#### ② 共同生活援助

地域の共同生活の場において、相談や日常生活上の援助、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

	実績値 (計画値)		見込値 (計画値)	計画値		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
利用者数	378 (400)	443 (425)	516 (450)	589	662	735
【見込量の考え方】						
・グループホームの整備により定員が増加しており、また、地域移行が促進することで利用量が増加すると見込みます。						

### ③ 宿泊型自立訓練

居室を提供し、一定期間、家事等の日常生活能力を向上させるための支援等を行います。

	実績値 (計画値)		見込値 (計画値)	計画値		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
利用者数	27 (20)	27 (20)	38 (20)	46	54	63

#### 【見込量の考え方】

・第5期中の利用の実績や地域移行の促進による利用を勘案し、利用者数を見込みます。

### ④ 施設入所支援

介護が必要な人や通所が困難な人で、生活介護等の日中活動系サービスを利用している人に対して居住の場を提供し、夜間における日常生活の支援を行います。

	実績値 (計画値)		見込値 (計画値)	計画値		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
利用者数	642 (639)	652 (639)	650 (639)	639	639	639

#### 【見込量の考え方】

・入所待機者が増加傾向にあるため、第5期計画と同数を見込みます。

## (4) 相談支援

### ① 計画相談支援

障害福祉サービスを利用するにあたって必要となるサービス等利用計画を作成するとともに、定期的にサービス等の利用状況を検証します。

	実績値 (計画値)		見込値 (計画値)	計画値		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
利用者数	4,872 (5,107)	5,008 (5,327)	5,279 (5,548)	5,494	5,708	5,922
【見込量の考え方】 ・障害福祉サービス利用者が毎年度5%程度増加していることから、200人程度の増加を見込みます。						

### ② 地域移行支援

入所施設や精神科病院から地域生活への移行を希望する人に対し、住居の確保等必要な支援を行います。

	実績値 (計画値)		見込値 (計画値)	計画値		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
利用者数	12 (21)	11 (21)	14 (21)	21	21	21
【見込量の考え方】 ・施設入所者等の一人暮らしへの地域移行者数、入院中の精神に障がいのある人のうち、地域生活への移行が見込まれる者の数等を勘案して、第5期計画と同数を見込みます。						

### ③ 地域定着支援

居宅において単身により地域生活が不安定な人に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性により生じる地域生活における課題について、相談や訪問等を行います。

	実績値 (計画値)		見込値 (計画値)	計画値		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
利用者数	86 (84)	97 (96)	116 (108)	130	145	159

**【見込量の考え方】**  
・第5期中の実績や精神に障がいのある人のうち、地域生活への移行が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数を見込みます。

## 2 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障害福祉サービスとは別に、地域で生活する障がいのある人のニーズに応じて、本市の創意工夫により実施する事業です。障がいのある人の地域における生活を支える様々な事業を行います。

### (1) 必須事業

#### ① 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人等や障がい特性等について地域住民の理解を深めるために研修や啓発活動を行います。

	実績値 (計画値)		見込値 (計画値)	計画値		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
実施の有無	有	有	有	有	有	有
【実施に関する考え方】 ・補助犬セミナー等の開催により、障がいに関する理解啓発を図る事業を実施します。						

#### ② 自発的活動支援事業

障がいのある人等が自立した社会生活等を営むことができるようにするため、障がい者団体等の自発的な取り組みに対して支援を行います。

	実績値 (計画値)		見込値 (計画値)	計画値		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
実施の有無	有	有	有	有	有	有
【実施に関する考え方】 ・障がい者団体の活動に対し、支援を行います。						

### ③ 相談支援事業

障がいのある人が自立した日常生活を営むため、障がいのある人とその家族の相談に応じ、必要な情報の提供や、権利擁護のために必要な援助を行います。

相談支援（委託）	実績値 （計画値）		見込値 （計画値）	計画値		
	平成30年度 （2018）	令和元年度 （2019）	令和2年度 （2020）	令和3年度 （2021）	令和4年度 （2022）	令和5年度 （2023）
設置数	15	15	5	5	5	5
相談件数	30,155 （30,200）	29,489 （31,498）	30,150 （32,789）	30,630	31,164	31,693

#### 【実施に関する考え方】

- ・5つの相談圏域に設置した障がい者相談支援センターで、必要な情報提供や権利擁護のために必要な援助を行います。

基幹相談支援センター	実績値 （計画値）		見込値 （計画値）	計画値		
	平成30年度 （2018）	令和元年度 （2019）	令和2年度 （2020）	令和3年度 （2021）	令和4年度 （2022）	令和5年度 （2023）
基幹相談支援センター設置数	1 （1）	1 （1）	1 （1）	1	1	1

#### 【実施に関する考え方】

- ・地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として基幹相談支援センターの設置により、相談支援体制の強化を図ります。

④ 成年後見制度利用支援事業(市長申し立て、報酬費助成)

成年後見制度を利用することが必要であると見込まれる障がいのある人に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、権利擁護を図ります。

	実績値 (計画値)		見込値 (計画値)	計画値		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
市長申し立て 件数	3 (10)	9 (10)	11 (10)	13	15	17
報酬助成 件数	47 (50)	65 (55)	75 (60)	85	95	105

【実施に関する考え方】

- ・(市長申立) 身寄りがなく、成年後見制度の利用が難しい人に市長申立により制度利用につなげ、権利擁護を図ります。
- ・(報酬助成) 成年後見制度を利用している人が、生活困窮等により後見人等への報酬の支払いが難しい場合に報酬助成を行います。

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がいのある人の権利擁護を図ります。

	実績値 (計画値)		見込値 (計画値)	計画値		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
実施の有無	無	無	無	有	有	有

【実施に関する考え方】

- ・令和元(2019)年度に開始した市民後見人の活用を含め、法人後見の支援を実施します。

## ⑥ 意思疎通支援事業

意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人等に意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

	実績値 (計画値)		見込値 (計画値)	計画値		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
手話通訳者 派遣件数	1,195 (1,100)	1,278 (1,100)	1,300 (1,100)	1,300	1,300	1,300
要約筆記者 派遣件数	67 (80)	87 (80)	80 (80)	80	80	80

### 【実施に関する考え方】

・聴覚に障がいのある人のコミュニケーションを確保するため、手話通訳者及び要約筆記者を派遣します。

## ⑦ 日常生活用具給付等事業

障がいのある人等に対し、日常生活を支援する用具を給付します。

	実績値 (計画値)		見込値 (計画値)	計画値		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
介護・訓練 支援用具(件)	54 (46)	48 (50)	61 (54)	65	70	76
自立生活 支援用具(件)	90 (80)	83 (82)	90 (85)	94	98	101
在宅療養等 支援用具(件)	124 (83)	107 (86)	124 (88)	132	138	145
情報・意思疎通 支援用具(件)	330 (474)	659 (481)	747 (489)	818	892	962
排せつ管理 支援用具(件)	15,736 (16,474)	15,792 (17,015)	16,317 (17,557)	16,612	16,907	17,203
居宅生活動作 支援用具(件)	19 (10)	13 (10)	16 (10)	17	18	19
計(件)	16,353 (17,167)	16,702 (17,724)	17,355 (18,283)	17,738	18,123	18,506

### 【実施に関する考え方】

・日常生活用具の適切な給付を受けられるよう、第5期の実績を踏まえ、見込みます。



⑧ 奉仕員養成研修事業

意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人等の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう手話の技術を習得した者を養成します。

	実績値 (計画値)		見込値 (計画値)	計画値		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
手話奉仕員養成講座修了者数 (人)	55 (60)	41 (60)	0 (60)	60	60	60
要約筆記者養成講座修了者数 (人)	7 (0)	7 (10)	10 (0)	10	10	10
<p>【実施に関する考え方】</p> <p>・聴覚に障がいのある人とのコミュニケーションを確保するため、手話奉仕員養成講座や要約筆記者養成講座を開講します。</p>						

⑨ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人等の社会参加を促すため外出のための支援を行います。

	実績値 (計画値)		見込値 (計画値)	計画値		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
利用者数	335 (343)	349 (372)	372 (403)	400	430	460
時間/月	2,135 (2,205)	2,203 (2,372)	2,361 (2,550)	2,406	2,473	2,540
<p>【実施に関する考え方】</p> <p>・第5期計画中の実績を踏まえ、利用量を見込みます。</p>						

⑩ 地域活動支援センター機能強化事業

障がいのある人等の地域生活支援の促進を図るため、創作的活動や生産活動の機会を提供する場を設けます。

	実績値 (計画値)		見込値 (計画値)	計画値		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
設置数(か所)	7 (7)	7 (7)	6 (7)	7	7	7
利用者数	23,425	20,186	16,000	16,500	17,000	17,000
【実施に関する考え方】						
・病院等から地域生活へ移行した場合の社会との交流の場として必要であり、継続して設置します。						

⑪-1 専門性の高い相談支援事業（発達障害者支援センター運営事業）

専門性の高い発達障がいに関する相談に応じ、障がいのある人等が自立した生活を営むことができるようにします。

	実績値 (計画値)		見込値 (計画値)	計画値		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
設置数(か所)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1	1	1
【実施に関する考え方】						
・発達相談支援センターを継続して設置し、発達障害者支援専門機関として相談に応じるほか、支援者育成や研修会の開催等により発達に障がいのある人が安心して地域生活を送ることができるよう努めます。						

⑪-2 専門性の高い相談支援事業（障害児療育支援事業）

在宅の障がいのある人の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導等が受けられる療育機能の充実を図ります。

	実績値 (計画値)		見込値 (計画値)	計画値		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
設置数（か所）	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1	1	1
【実施に関する考え方】						
・重心児、知的障がい児、身体障がい児の地域生活を支えるための療育指導を行います。						

⑫ 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

（手話・要約、盲ろう、失語症）

手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳者、失語症者向け意思疎通支援者を養成することで、聴覚、言語機能、音声機能等に障がいのある人の意思疎通を図ります。

	実績値 (計画値)		見込値 (計画値)	計画値		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
手話・要約 修了者数	20	23	22	25	27	29
盲ろう 修了者数	6	4	2	4	8	12
失語症 修了者数		16	-	7	7	7
【見込量の考え方】						
・手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳、失語症者向け意思疎通支援者を県と共に養成します。						

⑬ 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業（手話・要約、盲ろう）

特に専門性の高い意思疎通支援を行う者を派遣する体制を整備し、意思疎通を図ることが困難な障がいのある人等が自立した生活を行うことができるよう努めます。

		実績値 (計画値)		見込値 (計画値)	計画値		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
手話・要約	利用件数	10	10	10	20	20	20
盲ろう	利用件数	2,349	2,124	2,248	2,300	2,300	2,300
<b>【見込量の考え方】</b> ・会議、研修会、講演会等への手話通訳者・要約筆記者の派遣や、専門性の高い盲ろう者向け通訳者の派遣を県とともにを行います。							

⑭ 発達障害者支援地域協議会による体制整備事業

発達障がいのある人への支援体制を整備するため、協議の場を設置し、発達障がい児者への支援体制の充実を図ります。

		実績値 (計画値)		見込値 (計画値)	計画値		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
開催数		2 (2)	2 (2)	2 (2)	2	2	2
<b>【実施に関する考え方】</b> ・発達障がいのある人への支援の推進体制や地域の実情に応じた体制の整備など、発達障がいのある人を支援する施策を円滑に推進するため、発達障害者支援地域協議会を継続して開催します。							

## (2) 任意事業

### ① 日中一時支援事業

障がいのある人等の日中における活動の場を確保し、障がいのある人等の家族の就労支援及び障がいのある人等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。

	実績値 (計画値)		見込値 (計画値)	計画値		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
利用者数	620 (606)	591 (586)	598 (566)	592	586	579
時間/月	7,263 (8,178)	7,295 (7,725)	7,310 (7,362)	7,336	7,361	7,385
【実施に関する考え方】 ・障がいのサービスの充実により利用者が減少傾向にあります。第5期中の実績により利用量を見込みます。						

### ② 社会参加促進事業

各種事業の実施により障がいのある人の社会参加を促進します。

	実績値 (計画値)		見込値 (計画値)	計画値		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	1 (1)	1 (1)	0 (1)	1	1	1
芸術・文化講座開催等事業	2 (2)	3 (3)	3 (3)	3	3	3
点字・声の広報等発行事業	150 (180)	149 (180)	138 (180)	140	140	140
【見込量の考え方】 ・障がいのある人のスポーツ大会、障害啓発イベント等の開催の継続開催や文字による情報を得ることが難しい人への点字版、音声版の広報はままつを継続して発行します。						

## 《第2期障がい児福祉実施計画》

### 1 児童福祉法に規定するサービス

#### (1) 障害児通所支援

##### ① 児童発達支援

就学前の発達に課題のある子どもに対して、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などを行います。

	実績値 (計画値)		見込値 (計画値)	計画値		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
利用児童数	1,036 (1,057)	1,099 (1,160)	1,191 (1,262)	1,249	1,307	1,365
日数/月	7,750 (8,933)	8,544 (9,748)	9,334 (10,569)	9,789	10,244	10,698

#### 【見込量の考え方】

- ・1歳6ヶ月健診の結果や第1期中の利用実績、障害福祉に関するアンケート結果を踏まえ、毎年50人程度の増加を見込みます。
- ・療育ニーズの高まりや第1期中の実績を踏まえ、利用者数を見込みます。

② 放課後等デイサービス

学校就学中の発達に課題のある子どもに対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練を行います。

	実績値 (計画値)		見込値 (計画値)	計画値		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
利用児童数	1,665 (1,525)	1,783 (1,740)	2,101 (1,953)	2,285	2,469	2,652
日数/月	20,192 (20,050)	20,769 (22,857)	26,205 (25,599)	28,499	30,794	33,077
【見込量の考え方】						
・第1期中の利用が大きく伸びていることや障がい福祉に関するアンケート結果よりニーズが高い事業であることから利用の増加を見込みます。毎年180人程度の増加を見込みます。						

③ 保育所等訪問支援

発達に課題のある子どもが通う幼稚園や保育所等を訪問し、他の子どもとの集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

	実績値 (計画値)		見込値 (計画値)	計画値		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
利用児童数 (年度合計)	755 (818)	770 (899)	816 (985)	835	854	874
【見込量の考え方】						
・毎年20人程度の増加を見込みます。当事業と並行して、幼稚園や保育所等の支援者に対する支援を実施する保育所等巡回支援事業の継続により、身近な地域で通園、通学が可能な環境づくりを進めます。						

#### ④ 居宅訪問型児童発達支援

重度障がい等により外出が困難な障がいのある子どもに対して、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作等の指導をして発達支援を行います。

	実績値 (計画値)		見込値 (計画値)	計画値		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
利用児童数	3 (5)	2 (5)	4 (5)	6	6	6
日数/月	3 (20)	4 (20)	12 (20)	18	18	18

【見込量の考え方】

- ・第1期中の実績は増加傾向にあり、外出が困難な障がいのある子どもが増加していることから、毎年6人の利用を見込みます。

## (2) 障害児入所支援

### ① 福祉型障害児入所支援

障がいのある子どもに対し、保護又は日常生活の指導、知識技能の付与を行います。

### ② 医療型障害児入所支援

障がいのある子どもに対し、保護又は日常生活の指導、知識技能の付与及び治療を行います。

	実績値 (計画値)		見込値 (計画値)	計画値		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
福祉型利用 児童数	46 (46)	47 (46)	46 (46)	46	46	46
医療型利用 児童数	33 (26)	24 (26)	24 (26)	26	26	26

【見込量の考え方】

- ・第1期中の実績より、第1期計画と同数を見込みます。
- ・福祉型障害児入所施設から地域への移行等が円滑に進むよう関係機関が連携して支援を行います。



### (3) 障害児相談支援

障がいのある子どもが障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する際に、障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。

	実績値 (計画値)		見込値 (計画値)	計画値		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
利用児童数	3,277 (2,985)	3,580 (3,342)	4,043 (3,699)	4,380	4,717	5,055
【見込量の考え方】						
・ 障害児通所支援利用者が毎年7%程度増加しているため、同程度の増加を見込みます。						

### (4) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置の実施

医療的ケアを必要とする子ども（在宅重症心身障害児）に対する支援において、保健、医療、福祉、教育等の多職種間連携が必要となります。その連携を円滑に調整する人材（コーディネーター）を養成・配置し、支援体制を整備します。

地域における医療的ケア児のニーズ等を勘案して、配置の有無について見込みます。

	実績値 (計画値)		見込値 (計画値)	計画値		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
コーディネーターの配置の有無	無	無	無	有	有	有
【見込量の考え方】						
・ 医療的ケア児が増加していることから、地域における必要な支援につなぐため、コーディネーターを配置します。						

## 第6期障がい福祉実施計画・第2期障がい児福祉実施計画

---

令和3（2021）年3月発行

発行者：浜松市

編集：健康福祉部 障害保健福祉課

〒430-8652

浜松市中区元城町 103 番地の 2

TEL (053)457-2863

FAX (053)457-2630

URL：<http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/>

---